



滋 水 第 6 9 9 号  
令和 3 年(2021 年) 9 月 1 日

県内沿湖漁業協同組合長 様

滋賀県農政水産部水産課長  
( 公 印 省 略 )

エリ漁業における新規漁場開拓を目的とした試験操業について

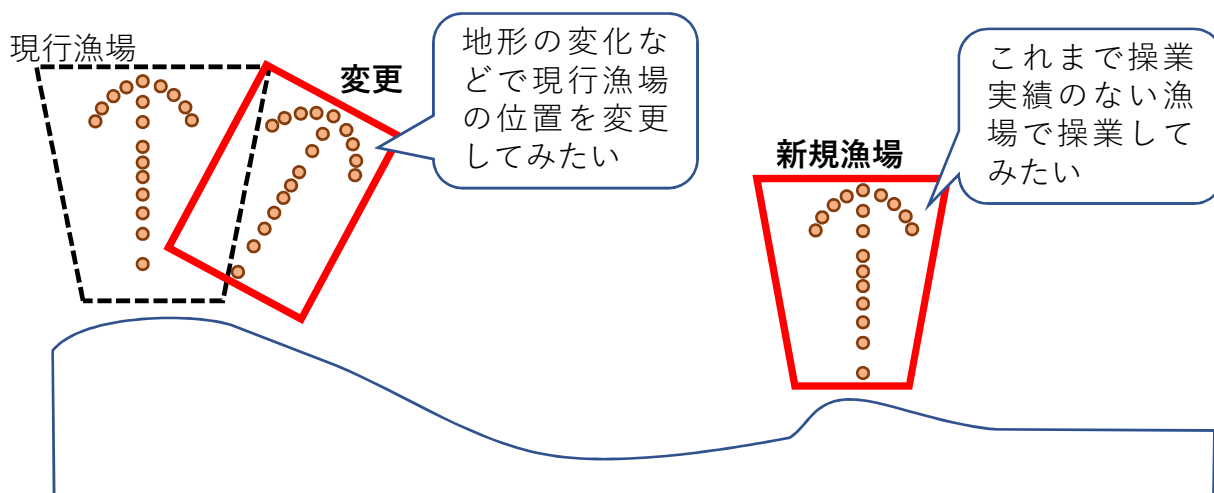
標記の件、令和 5 年に予定している漁業権の一斉切り替えに向けて、エリ漁業の効率的な操業を目指し、令和 5 年以降に新たに操業を希望する漁場における試験操業の機会を創出するため、別紙のとおり「エリ漁業における新規漁場開拓を目的とした試験操業のための特別採捕許可の取扱方針」を定めましたので、お知らせします。

## エリ漁業における新規漁場開拓を目的とした試験操業について

エリ漁業を始めとする第2種共同漁業権の免許は令和5年に一斉切り替えをむかえます。

漁業権の免許は有効期間が10年間となっておりますが、その期間中は、漁場区域を容易に変更できるものではありません。

そこで、令和5年の切り替えに向けて、事前に十分な準備をしたうえで効率の良い操業が出来るよう、これまでに操業していない場所での操業や現行漁場区域の変更を検討するために試験的な操業を実施するための手続きを整理しました。



### 本制度は、次の場合に利用することが出来ます。

- ◆ 試験操業は、特別採捕許可により実施することとなります。
- ◆ 試験操業の漁場は、令和5年に漁業権免許を受けることを前提としています。
- ◆ 試験操業が実施できるのは、試験操業場所の関係地区を定款地区に含む漁業協同組合もしくはその連合会（漁業権者となることのできる者）のみです。
- ◆ 漁協組合員内および周辺漁業者との漁業調整が図られており、公益上の支障がない漁場が対象となります。
- ◆ この特別採捕許可は原則1年間で、やむを得ない事情が認められる場合に限り最大1年間の更新を認めることがあります。
- ◆ 免許された現行漁場がある場合は、新旧漁場の利活用に関する計画が必要です。

(詳細は、別紙の特別採捕許可の取扱方針をご覧ください)

### ※現行免許の漁場から変更しない場合は、試験操業の必要はありません。

不明点やご相談は、水産課漁政係または水産業普及指導員までお問合せください。

滋賀県庁水産課 漁政係  
TEL : 077-528-3872

## エリ漁業における新規漁場開拓を目的とした試験操業のための特別採捕許可の取扱方針

### (目的)

第1条 この取扱方針は、令和5年以降に新たに操業を希望する漁場におけるエリ漁業の試験操業（以下「試験操業」という。）の機会を創出することを目的として、滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号。以下「規則」という。）第46条の規定に基づく試験研究等のための水産動植物の採捕に係る許可（以下「特別採捕の許可」という。）について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この基準において特別採捕の許可の対象とする試験操業は、次の各号の全てに該当する場合にのみ適用する。

- (1) 試験操業を予定する漁場の関係地区を定款地区に含む漁業協同組合もしくはその連合会（以下「申請者」という。）が実施するもの。
- (2) 第2種共同漁業権に基づくエリ漁業の操業にかかる生産性を把握するための試験であること。
- (3) 新規の漁業もしくは第2種共同漁業権の消滅後5年以上を経過した漁場であること。
- (4) 申請者によって近隣漁協等との漁業調整が図られていること。
- (5) 公益上の支障が認められないこと。
- (6) 申請者が有効な漁業免許を保有している場合は、当該試験操業漁場を含めた将来的な漁場の利用計画が立案されていること。

### (特別採捕の許可の申請)

第3条 特別採捕の許可を受けようとする者は、規則第46条第2項に規定する申請書に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 将来的な漁場の利用計画
- (2) 試験操業を予定する漁場の位置図
- (3) その他、知事が許可をするかどうかの判断に関し必要と認める書類

### (許可の有効期間)

第4条 特別採捕の許可の有効期間は、1年を上限とする。

- 2 前項の期間の試験操業において、やむを得ない事情があると認められる場合に限っては、当該特別採捕の許可について更新の申請ができるものとする。
- 3 前項の申請があった場合の許可の有効期間は、1年間を上限とする。

### (条件)

第5条 特別採捕の許可には、次に掲げる内容の条件を付けることがある。

- (1) 試験操業にあたっては、常時許可証を携帯するとともに、採捕場所付近あるいは使用船舶に「特採」の旗を掲げること。
- (2) 試験操業終了後は、速やかにその試験操業の経過および試験操業の終了を報告するとともに、許可証と特採旗を返納すること。
- (3) 許可期間中に知事が必要と認めて採捕の中止を命じた場合には、当該指示に従わなければならないこと。

- (4) 許可期間中に知事が必要と認めて試験研究等および採捕の経過の報告を指示した場合には、当該指示に従わなければならないこと。
- (5) その他、当該特別採捕の許可にあたり知事が特に必要と認めた内容

(報告)

第6条 規則第46条第5項に規定する報告の提出にあたっては、次に掲げる事項を記載した書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 試験操業において採捕を実施した期間
- (2) 操業した日ごとの従事者名
- (3) 採捕した日ごとの魚種別漁獲数量
- (4) 採捕した魚介類の主な出荷方法と生産額
- (5) その他、知事が特に必要と認める事項

附則

この方針は、令和3年9月1日から施行する。